

令和4年度版 恩給のしおり

総務省恩給相談室

〒162-8022
東京都新宿区若松町19-1
電話 03-5273-1400

この「恩給のしおり」は、ご家族の方も、ぜひお読みくださいますようお願いいたします。

- 恩給は、毎年4月、7月、10月、12月の4回に分けて、3か月分ごとに支払われます。今後1年間の支払開始日は次のとおりです。

	支払開始日	支払分
①	令和4年 7月 6日 (水)	令和4年4月分～6月分の恩給
②	令和4年10月 6日 (木)	令和4年7月分～9月分の恩給
③	令和4年12月21日 (水)	令和4年10月分～12月分の恩給
④	令和5年 4月 6日 (木)	令和5年1月分～3月分の恩給

- 以下の事由が生じた場合は、速やかに恩給相談室にご連絡ください。
(裏面参照)

- ① 受給者が亡くなられた場合
- ② 扶助料を受けている妻や子が、婚姻された場合（事実上の婚姻関係にある場合を含みます）又は公務員の遺族以外の方の養子となられた場合
- ③ 傷病恩給又は扶助料受給者の加給者又は加算者が亡くなられた場合
- ④ 総務省（恩給担当）から送付する書類の送付先住所を変更される場合

※ 転居された場合は、念のため郵便局の窓口で「転居届」を提出されること
をお勧めいたします。なお、転送期間は1年間ですので、ご注意ください。

(注) 住所変更の届出がなされなかったことにより、毎年6月に送付する「年金恩給等支払通知書」が返送された場合は、その年の10月以降、住所変更の届出がなされるまで、恩給の支給を差し止めることとなりますので、ご注意ください。

- ⑤ 受給者の所在が不明の場合

(注) 所在不明の間は、恩給の支給を差し止めることとなります。

恩給は、受給者だけが受けることができます。受給者が所在不明の場合で、受給者以外の方が恩給を受けたときは、不当利得として返還していただくこととなります。

また、故意だと疑われる場合には、不正受給として告訴することもありますので、ご注意ください。

- ⑥ 受取金融機関を変更される場合

(裏面もお読みください。)

- 相談電話は、曜日、時間帯によってつながりにくいことがあります。下図は混雑状況の目安ですので、お電話の際の参考にしてください。

< 恩給相談電話の混雑状況 >

	時間帯								
	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
月曜日 (又は休日の翌日)	混雑	やや混雑		混雑	比較的すいている				
火曜日～金曜日	やや混雑	比較的すいている		混雑	やや混雑		比較的すいている		

恩給についてのご相談、お問い合わせは、恩給相談室へ

☎ 03-5273-1400

相談メールアドレス onkyusoudan@soumu.go.jp

- ◇ ご相談の際は、恩給証書の記号番号、受給者氏名、生年月日、相談者氏名及び日中に連絡できる電話番号が必要となります。**ただし、恩給受給履歴、恩給年額等の個人情報に関することは、電話及び相談メールではお答えしていません。**
- ◇ 電話の受付は、月曜日から金曜日（休日を除く）の9時から17時までです。

- ◎ 恩給に関するQ & Aについては、総務省ホームページでご覧いただけます。

総務省恩給 検索



- ◎ **詐欺等の不審な電話にご注意ください。**恩給担当あてに提出された書類の記載内容について確認する場合を除き、電話で恩給年額、預貯金口座番号などをお尋ねすることはありません。